

<一般委託>

学校給食調理ごみ収集運搬業務委託(その2)仕様書

学校給食調理ごみ収集運搬業務委託(その2)に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目 的	給食調理場で発生する調理ごみの回収を行う。
2	履 行 期 間	契約締結の日から令和4年3月31日まで
3	施 行 場 所	横須賀市立追浜小学校ほか 47校
4	業 務 内 容	別紙のとおり
5	特 記 事 項	年度当初に、受託者と受託者の両者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、令和4年4月1日から7月31日まで本契約と同一単価で随意契約するものとする。 なお、受託者が当該契約を締結する意思がない場合等については、履行期間満了日の1か月前までに通知すること。
6	関 係 法 規	
7	資 格 要 件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 横須賀市の一般廃棄物収集運搬の許可(屋外清掃業務用限定許可を除く)
8	契 約 方 法	単価による業務委託契約 (1)全校給食実施予定日(/回) (2)臨時個別給食実施日(/校)
9	支 払 方 法	本件は各月末締めをもって受託者の請求により月毎の8(1)の回数及び8(2)の校数で支払う。 ただし、消費税として精算額に、税率相当額を加算(円未満の端数切捨て)するものとする。
10	そ の 他 事 項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監 督 員 連 絡 先	学校食育課 伊藤 046-822-8490

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</p>
----------------------------------	---

内 訳 書

(税抜き)

業務名	単位	予定数	上限単価(円)	単価(円)	金額(円)
全校給食実施日	回	124	72,000		
臨時個別回収実施日	校	35	2,000		
合計					

※単価、金額欄は、契約者が記入する

業務内容

1 業務委託学校

横須賀市(以下「甲」という。)の委託を受けて受託者(以下「乙」という。)は、契約書に定めるもののほか、この仕様書に基づき、横須賀市立小学校46校・横須賀市立ろう学校・横須賀市立養護学校の合計48校の給食調理ごみの収集運搬の業務を行う。

2 給食調理ごみの定義

この業務委託で対象とする給食調理ごみとは、学校給食の実施に伴い発生する生ごみ等の燃せるごみとし、学校が指定する場所に置かれているものとする。

3 業務従事者等

乙は、この業務を遂行するに足る従事者及び車両その他の機材を保持しなければならない。

甲は、この業務従事者がその職務の執行につき著しく不相当と認めるときは、乙に対してその理由を明示した書面をもって必要な措置をとるべきことを求めることができる。

4 収集日等

(1) 全校給食実施予定日の収集運搬

全校における給食は、8月から3月までの計124回実施する。(別紙給食実施日表のとおり)

乙は、給食実施日に発生した給食調理ごみ全量をその当日中に収集する。ただし、当該給食実施日の翌日が休祝日あるいは休校日でなく、かつ給食実施日に該当する場合に限り、当該給食実施日に各校最低1回の収集を行った上で、当該給食実施日の翌日にその残量の収集を行うことができる。

(2) 臨時個別給食実施日の収集運搬(別紙給食実施予定日のとおり)

(1)の日以外に一部の学校が単独で臨時に給食を行う場合、乙は甲の依頼を受け当日に収集運搬を行う。この場合、甲は乙に対し、臨時給食実施の1月前までに依頼することとする。なお、当初予定は別紙のとおり。

(3) 収集の中止

上記(1)及び(2)について、天候その他やむを得ない事情があるときは、甲乙協議の上、全部または一部の収集を行わないことができる。

5 予定回数及び予定排出量

(1) 全校給食実施予定日の収集運搬

上記1の学校全校の収集を給食実施日に1日1回以上行うことを1回と数え、予定回数は124回とする。

ただし、上記4の収集日等で掲げる天候その他やむを得ない事情で一部の収集を行わないこととなった場合の回数の計算については、甲乙協議して、計算処理を行うものとする。

なお、給食調理ごみの1日平均排出量はおおよそ1,400kgであるが、献立により1日の総排出量には違いがある。

(2) 臨時個別給食実施日の収集運搬

上記1の学校の一部が臨時に給食を実施する日に、給食を実施する学校ごとに1回行うことを1校と数え、予定校数は35校とする。(内訳 当初予定校33校+予備2校)

6 収集方法

乙は、横須賀市の定める分別収集方式により給食調理ごみの収集を行う。

乙は、収集にあたっては、積載量4トンを超えない収集車両を使用することとする。

7 収集時間

乙は、次の時間帯に収集を行う。

甲が特に指示したときは、収集時間を変更することができる。

(1) 全校給食実施予定日 午前8時から午後4時30分まで

(2) 臨時個別給食実施日 午後2時から午後4時30分まで

8 行程表の提出

乙は、全校給食実施予定日の収集運搬について、各学校の回収順及び回収時間等について行程表を作成し、業務開始の7日前までに学校食育課に提出しなければならない。

9 搬入処分先等

乙は、収集した給食調理ごみを横須賀市の処理施設に搬入することとする。なお、搬入時間は当該処理施設の指定する時間帯とする。

10 ゴミ処理手数料等の負担

乙は、横須賀市に支払うゴミ処理手数料を負担し、本業務委託の経費に含むものとする。

11 委託料の支払

乙は、給食調理ごみ収集運搬業務委託料を、当該月の全校給食実施日数及び臨時個別給食実施校数に応じて、月単位で甲に請求し、甲は収集月の翌月に支払うこととする。

12 指導義務

乙は、この業務従事者に次に定める事項の徹底を指導すること。

- (1) この業務の公共的役割及び業務内容を理解すること。
- (2) 収集車両及び収集機材の整備点検と清潔の保持に努めること。
- (3) 収集車両の運行及び収集作業の際は、児童等の安全確保に十分な注意を払い、また、各学校の定める通行方法を遵守すること。
- (4) 特に学校敷地内においては、車両の安全な運行のため、業務従事者のうち1人の車外からの誘導を励行すること。
- (5) 交通事故及び作業上の災害防止に努めること。
- (6) 業務従事者の品位と清潔の保持に努めること。

13 賠償責任

乙は、給食調理ごみの収集運搬業務において、他に損害を与えたときは、その損害賠償は乙が負うものとする。また、甲に損害を与えたときも同様とするが、甲がその責を免じた場合はこの限りではない。

14 報告義務

- (1) 乙は、給食調理ごみの収集運搬業務において、上記13に該当する事案が生じた時は、直ちに学校食育課に連絡し、事案について報告し、指示を受けて対応すること。
また、学校敷地内における事案については、併せて当該校長に対して報告を行うこと。
- (2) 乙は、上記(1)により事案発生時の対応を行ったあと、速やかに事案発生の経緯、原因、解決方法、再発防止策等について書面にまとめ、学校食育課に提出すること。

15 その他

落札後、業務開始前に学校を訪問し、業務に支障を来すことのないよう使用車両の現地確認及び回収時間等について事前確認をすること。

この仕様書に定めない事項については、その都度、甲乙協議の上定める。

1 全校給食実施予定日

月	回数	実施日																																	
令和3年 8月	1回	31																																	
9月	20回	1	2	3	6	7	8	9	10	13	14	15	16	17	21	22	24	27	28	29	30														
10月	21回	1	4	5	6	7	8	11	12	13	14	15	18	19	20	21	22	25	26	27	28	29													
11月	20回	1	2	4	5	8	9	10	11	12	15	16	17	18	19	22	24	25	26	29	30														
12月	18回	1	2	3	6	7	8	9	10	13	14	15	16	17	20	21	22	23	24																
令和4年 1月	15回	11	12	13	14	17	18	19	20	21	24	25	26	27	28	31																			
2月	17回	1	2	3	4	7	8	9	10	14	16	17	18	21	22	24	25	28																	
3月	12回	1	2	3	4	7	8	9	10	11	14	15	16																						
合計	124回																																		

2 臨時個別給食実施予定日

月	校数	実施日（実施学校）
令和3年 8月		未定：今回見積時は、35校で試算してください。
9月		
10月		
11月		
12月		
令和4年 1月		
2月		
3月		
合計	0校	

NO	学校名	〒	所在 (すべて横須賀市内)	電話番号 (局番046)	臨時個別給食 実施日	
1	追浜小学校	2370067	鷹取2-16-1	865-2231	-	-
2	夏島小学校	2370062	浦郷町4-35	865-3616	-	-
3	浦郷小学校	2370063	追浜東町2-14	865-3921	-	-
4	鷹取小学校	2370066	湘南鷹取4-7-1	866-1700	-	-
5	船越小学校	2370076	船越町5-34	861-1253	-	-
6	田浦小学校	2370075	田浦町3-55	861-1251	-	-
7	長浦小学校	2380048	安針台3-1	823-2324	-	-
8	逸見小学校	2380046	西逸見町1-14	822-0201	-	-
9	沢山小学校	2380045	東逸見町3-35	822-0057	-	-
10	桜小学校	2380043	坂本町1-19	822-3707	-	-
11	汐入小学校	2380042	汐入町2-53	822-0166	-	-
12	諏訪小学校	2380004	小川町18	822-0058	-	-
13	田戸小学校	2380011	米が浜通2-12	822-0212	-	-
14	山崎小学校	2380014	三春町6-4	822-0059	-	-
15	豊島小学校	2380017	上町3-21	822-0105	-	-
16	鶴久保小学校	2380051	不入斗町1-1	824-0974	-	-
17	公郷小学校	2380022	公郷町4-5	851-0029	-	-
18	池上小学校	2380035	池上3-5-1	851-0447	-	-
19	城北小学校	2380032	平作1-6-1	851-2210	-	-
20	衣笠小学校	2380026	小矢部2-16-1	851-0334	-	-
21	大矢部小学校	2380024	大矢部3-26-1	834-7200	-	-
22	森崎小学校	2380023	森崎3-13-1	836-0233	-	-
23	大津小学校	2390808	大津町3-24-1	836-3537	-	-
24	根岸小学校	2390808	大津町5-5-1	827-0208	-	-
25	走水小学校	2390811	走水2-2-2	841-0203	-	-
26	馬堀小学校	2390802	馬堀町4-10-1	841-0234	-	-
27	望洋小学校	2390803	桜が丘1-50-1	835-7766	-	-
28	大塚台小学校	2390806	池田町3-1-1	830-5660	-	-
29	浦賀小学校	2390822	浦賀3-8-1	841-0028	-	-
30	小原台小学校	2390812	小原台3-1	841-4666	-	-
31	鴨居小学校	2390813	鴨居3-1-6	841-0140	-	-
32	高坂小学校	2390824	西浦賀3-1-1	841-4201	-	-
33	岩戸小学校	2390844	岩戸5-20-1	848-3460	-	-
34	久里浜小学校	2390831	久里浜6-6-1	835-0424	-	-
35	明浜小学校	2390831	久里浜6-7-1	835-0323	-	-
36	神明小学校	2380832	神明町407	834-4315	-	-
37	栗田小学校	2390833	ハイランド2-41-1	848-6465	-	-
38	野比小学校	2390841	野比1-25-1	849-7566	-	-
39	野比東小学校	2390841	野比4-6-1	847-1031	-	-
40	北下浦小学校	2390842	長沢1-29-1	848-0037	-	-
41	津久井小学校	2390843	津久井5-2-1	848-5210	-	-
42	長井小学校	2380316	長井5-9-1	856-1299	-	-
43	富士見小学校	2380313	武3-19-1	856-4757	-	-
44	武山小学校	2380311	太田和3-1-1	856-3126	-	-
45	荻野小学校	2400102	荻野8-1	857-0018	-	-
46	大楠小学校	2400104	芦名1-29-18	856-0154	-	-
47	ろう学校	2380023	森崎5-13-1	834-1172	-	-
48	養護学校	2390844	岩戸5-6-4	849-6465	-	-